

8. 担 保 ◆貯蓄積立金の範囲内のときは不要です。
◆上記以外の場合は、原則として山梨県信用保証協会保証付き（生活資金は除く）とし、担保は不要（信用保証協会および金融機関が必要と認めた場合を除く）です。ただし、この融資制度の総額が300万円以内で、過去の取引実績および現在の業況が全く懸念なしと金融機関が判断したときは、信用保証協会保証も不要です。
9. 保 証 人 ◆原則として1名以上の保証人が必要です。ただし、次の場合は保証人が不要となります。
●貯蓄積立金の範囲内のとき
●山梨県信用保証協会保証付きのとき
※ただし、信用保証協会保証付きでも、法人の場合は、代表者の保証が必要となります。
10. 保 証 料 年0.4～2.2%（山梨県信用保証協会保証付きの場合）
11. 取 扱 金 融 機 関 山 梨 中 央 銀 行・甲 府 信 用 金 庫・山 梨 信 用 金 庫
山 梨 県 民 信 用 組 合・都 留 信 用 組 合
12. 共 済 契 約 の 取 扱 い 融資期間中の共済契約は、原則として中途解約はできません。しかし、被保険者の死亡等の理由により、やむを得ず中途解約する場合は、次のいずれかの条件に該当し、かつ商工会を通じて借入金融機関の承諾を得たときに限り中途解約できます。また、融資期間中の共済契約が満期を迎えたときも、次のいずれかの対応をしていただきます。
○借入金を完済する。
○融資期間中の共済契約に代わり、同じ口数以上で新たに加入する。
（中途解約の場合は、共済掛金累計も解約時と同等以上にする）
○融資期間中の共済契約に代わり、融資対象外で同じ口数以上の既契約を融資対象にする。（中途解約の場合は、共済掛金累計も解約時と同等以上にする）

山梨県信用保証協会の保証を得られないとき、および金融機関における審査により、融資金額を減額または融資をお断りすることもあります。

《詳しくは、お近くの商工会へ》